

給水方式切替確認書

(宛先) 高槻市水道事業管理者

申 込 者

住所

氏名

印

給水方式の切替えにあたり、次の事項を確認し了解いたします。

1. 水道使用者への周知

次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、水道部に苦情等を申し立てないこと。

- (1) 受水槽のような貯留機能が無くなるため、水道管工事や水道メータの取り替え等の際は水の使用が出来ないこと。
- (2) 水道料金の検針及び徴収は、水道部が行うので遅滞なく支払うこと。また、メータ付近は常に清潔に保ち、物置代わりに使用しないこと。
- (3) 給水方式の切替えによる水圧の上昇により、設備や器具等の老朽化した部分での漏水事故の発生が予測されること。なお、これに起因する修繕、補償等の責は負わないこと。

2. 維持管理

給水装置（給水支管）は、別途覚書のとおり適正に管理すること。なお、漏水事故等が発生した場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し対処すること。

3. 所有者の変更届

給水装置（給水支管）の所有者に変更があったときは、速やかに水道部に届け出るとともに、この確認書の内容を継承すること。

4. 管理人等の変更の届け出等

管理人または、維持管理業者に変更があったときは、速やかに「維持管理に関する届出書」を提出すること。

5. 配水管の水圧変動

配水管の水圧変動により、水撃圧による振動、ガタツキ音、水切音の発生について水道部に一切の異議申し立てしないこと。

6. 苦情等の処理

給水方式の切替えに起因するその他の苦情等については、当方の責任において適切に処理すること。